看護師等の届出制度(とどけるん)



看護師等の免許をお持ちで現在その仕事をされていない方は、



「とどけるん」へのご登録をお願います。

看護師等の人材確保の促進に関する法律の改正により、保健師・助産師・看護師・准看護師の免許をもち、病院等の職場を離職した場合などに、都道府県ナースセンターへ氏名や連絡先などを届け出ることが努力義務となりました。(平成27年10月~)看護職員の人材確保のため、復職を希望する方への支援を行う必要があり「すぐに就業しない」「復職するかどうか未定」「復職しないと思う」という方も届出の対象となりますが、その意思は尊重されます。

新潟県ナースセンターでは、届出された方のニーズに合わせて講習会や就業相談、交流会、求人情報の提供など復職に向けた支援を行います。結婚・育児等で長期間現場を離れてしまい現場への復帰が不安な方にも再就職支援セミナーや交流会(カフェ)を開催し、職場復帰をしやすい環境を提供します。

◎届出対象者

- ■病院等を離職した場合
- ■保健師・助産師・看護師・准看護師の業に従事しなくなった場合
- ■免許取得後、直ちに就業しない場合

*現在、免許を保有しながら看護職として就業していない潜在看護職も届出の対象となります。

◎届出先と届出事項

- ■届出先 新潟県ナースセンター
- ■届出事項 ①氏名、生年月日、住所
 - ②電話番号や電子メールアドレスなど、連絡先に関する情報
 - ③看護師等の籍の登録番号と登録年月日
 - ④就業に関する状況など

*届出事項に変更が生じた場合は、届出事項の「変更登録」を行ってください。

◎届け出る方法

口個人で届ける

■インターネット経由で届出(原則)

看護師等の届出サイト



QR J-F

から登録

口施設が代行して届ける

※施設から届出の場合での、届出事項の変更の際はナースセンターまでご連絡ください

PC 又はスマホから看護師等の届出サイトと/ど/はるん

■インターネットが利用できる環境にない方は、書面による届出も可能

ご不明な点は,

新潟県ナースセンタ―までお問い合わせください。



問い合わせ先

〒951-8133 新潟市中央区川岸町2丁目11番地

公益社団法人新潟県看護協会

新潟県ナースセンター (看護師等無料職業紹介所)

TEL:025-233-6011 E-mail:n.center@niigata-kango.com